

入 札 説 明 書

公立大学法人会津大学が発注する会津大学短期大学部 図書館備品調達に係る条件付一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 業務の内容

- (1) 件 名 会津大学短期大学部 図書館備品調達
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入期限 2020年9月29日
- (4) 納入場所 会津大学短期大学部 図書館
(福島県会津若松市一箕町大字八幡字門田1-1)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (3) 福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に記載のある業者であること。
- (4) 納期までに当該物品を確実に納入できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）を 2020年5月19日（火）17:15まで（但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）に、会津大学短期大学部事務室総務係に提出し、当該資格の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により 2020年5月22日（金）までに通知する。

なお、期日までに確認申請書及び提案書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので十分に注意すること。また、郵送により提出する場合には書留郵便とすること（上記期限必着）。

なお、不着等の事故については一切責任を負わない。

4 入札書の提出期限等

- (1) 入札書の提出日時及び提出場所
2020年5月26日（火）午前11時
会津大学短期大学部 南棟2階 第一会議室
※ 郵送による入札は不可とする。
- (2) 開札の日時及び場所
同上

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記4の（1）に指定する日時及び場所へ持参して提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2。会津大学からの通知）の写し
 - イ 委任状（様式4） ※代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 入札書には会津大学短期大学部 図書館備品調達に係る経費の総額を記載すること。
 - イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札保証金

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第9条第2項の規定に基づき、入札保証金は免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後、契約締結しない場合には入札金額の100分の3に相当する額を納めなければならない。

7 入札の方法・落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。
- (3) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度再入札に付すことができるものとする。
- (4) 再度再入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。
- (5) 公立大学法人会津大学会計規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第23条の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者とする。
- (6) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、公立大学法人 会津大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札は持参による。
- (3) 入札時に入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連 合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札会場に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告等に示した入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札書
- (4) 記名、押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (8) その他、入札に関する条件又は公立大学法人会津大学において特に指定した事項に違反した入札

12 契約保証金

- (1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第39条の規定に基づき、落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、落札者が、保険会社との間に公立大学法人会津大学を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を免除する。
- (2) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

13 契約書等の作成

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（別添の契約書を使用するものとする。以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

14 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 契約条項

別添契約書のとおり。

16 質問及び回答

本件入札公告・入札説明書・仕様書等に関し質問がある場合は、以下の要領で行うこと。

- (1) 質問書（様式5）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。
- (2) 受付期間は2020年5月8日（金）から2020年5月13日（水）正午まで（土・日・祝日を除く。）とする。
- (3) 受付方法は、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかとする。
電子メールの場合は題名を「会津大学短期大学部 図書館備品調達に係る質問（会社名）」とすること。また、ファクシミリにより提出した場合は、提出後速やかに下記の（4）に記載した電話番号に、その旨連絡すること。
- (4) 質問書の提出先は、次のとおりとする。
会津大学短期大学部 事務室 総務係
電話番号 0242-37-2300
FAX 0242-37-2412
E-mail info@jc.u-aizu.ac.jp
- (5) 質問書に対する会津大学短期大学部からの回答は2020年5月15日（金）までに行う予定である。

17 その他

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

以上

(参 考)

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則 (抜粋)

(一般競争入札に参加させることができない者)

第3条 会計規定第17条に規定する一般競争入札に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の業務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 契約の適切な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- 七 前各号により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用したとき

(入札保証金の減免)

第9条 前条の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき
- 二 一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 三 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に関する物品が当該契約において定める期日までに納入されるものと認められるとき
- 四 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- 五 第2条第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

六 その他別に定めるとき

(最低制限価格制度)

第 2 3 条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(契約保証金の納付)

第 3 9 条 契約保証金は、この規則において特に契約保証金を減免することができる場合を除き、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、次の各号にさだめる額を現金で納めさせなければならない。

一 請負代金又は契約代金の額の100分の5以上の額（建設工事又は製造の請負契約を除く）

ただし、単価契約（継続的に物品又は役務の提供を受ける契約であって、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの）にあつては、契約代金に当該単価契約に関する予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては当該単価に当該供給の区分に関する予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の100分の5以上の額

二 建設工事又は製造の請負契約にあつては、請負代金の額の100分の10以上の額

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次のいずれかに掲げる担保の提供をもって変えることができる。

一 第8条第2項各号に規定する有価証券

二 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、理事長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 前項第1号の有価証券の担保価額の算定については、第8条第2項に規定するところによる。

4 第2項第2号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

5 契約保証金を現金で納付させた場合において、これから生じた利子は法人に帰属させる。

(契約保証金の減免)

第 4 0 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が官公署及び理事長がこれに準ずるものと認める法人であるとき

二 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき

四 第2条の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき

五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

六 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき

七 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

- 八 1件 300万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10(建設工事又は製造以外にあっては100分の5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 十 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 十一 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき